

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年七月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百号

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

**第四十二条** 植物防疫法(昭和二十五年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「の郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物 次項において「信書便物」という。)」を加え、同条第五項中「の郵便物」の下に「又は信書便物」を加える。

## 附 則

## (施行期日)

**第一条** この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
総務大臣 片山虎之助

財務大臣 森山 眞弓  
厚生労働大臣 塩川 正十郎

農林水産大臣 坂口 武力  
厚生労働大臣 坂口 武力

経済産業大臣 平沼 赳夫  
国土交通大臣 林 寛子